

指定管理者の指定について

テクノプラザものづくり支援センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県科学技術振興センター条例の一部を改正する条例（令和五年岐阜県条例第二十七号）附則第二項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和五年十二月一日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体 各務原市テクノプラザ一丁目一番地
株式会社ブイ・アール・テクノセンター
- 二 指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

